

衆議院環境委員会ニュース

【第204回国会】令和3年4月23日（金）、第7回の委員会が開かれました。

1 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）小田原市長

Fridays For Future Kagoshima / Japan

東京大学未来ビジョン研究センター教授

北海学園大学経済学部教授

守屋輝彦君

中村涼夏君

高村ゆかり君

上園昌武君

（質疑者）古田圭一君（自民）、堀越啓仁君（立民）、斉藤鉄夫君（公明）、田村貴昭君（共産）、串田誠一君（維新）

・生方幸夫君外1名（立民）提出の修正案について、提出者源馬謙太郎君（立民）から趣旨説明を聴取しました。

・原案及び修正案について、小泉環境大臣及び政府参考人並びに提出者生方幸夫君（立民）に対し質疑を行いました。

（質疑者）関健一郎君（立民）、近藤昭一君（立民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

（参考人に対する質疑）

古田圭一君（自民）

- （1） 2050年カーボンニュートラルが脱炭素社会実現を目指す強い意思表示として法案の基本理念に明記されたことに対する各参考人の評価
- （2） 新たに導入される地域脱炭素化促進事業の推進のための計画・認定制度の実効性を高めるために必要なことについての各参考人の見解

堀越啓仁君（立民）

- （1） 本改正案の全般的評価及び積み残した今後の課題に関する各参考人の見解
- （2） 気候変動問題について世代を超えて意見を集約するオープンな会議を設置し議論する必要性に対する中村参考人及び高村参考人の見解
- （3） 再生可能エネルギー導入に際し生物多様性や自然景観の保全の措置をとる必要性についての中村参考人の見解

斉藤鉄夫君（公明）

- （1） 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定の意義、効果及び地方自治体にとってのメリット並びに地方自治体に区域設定のインセンティブを与える必要性に対する高村参考人の見解
- （2） 地方自治体が再生可能エネルギーの導入目標を設定する意義、効果及び課題並びに必要な国の支援についての守屋参考人及び上園参考人の見解
- （3） 温室効果ガス吸収源としての森林の再生とカーボンニュートラルとを結び付ける必要性に対する中村参考人及び高村参考人の見解

田村貴昭君（共産）

- （1） 低所得者、社会的弱者のエネルギー貧困を解消するために効果的な制度及びオーストリアで設けら

れている地域への再生可能エネルギー導入のための中間支援組織であるKEMマネージャーの役割を我が国において担うことができる資格者や職域についての上園参考人の見解

- (2) 政府機関での若者の発言の施策への反映状況及び政府に対する要望事項についての中村参考人の見解
- (3) ゼロカーボンシティを宣言した自治体が具体的行動に移るために必要な事項及び政府の支援策についての守屋参考人の見解
- (4) 我が国がイギリスやEU諸国のように野心的な削減目標を掲げるに当たって支障となっている点についての高村参考人及び上園参考人の見解

串田誠一君（維新）

- (1) 気候変動問題を解決する上で市民の協力を得る必要性についての守屋参考人の見解
- (2) 気候変動問題と生物多様性の問題が直結しているという認識が都市部の若者にもあるか否かについての中村参考人の見解
- (3) 温室効果ガスの排出源である畜産業のために海外から飼料を輸入することで現地の二酸化炭素吸収源を破壊している状況を我が国は放置すべきでないとの考えに対する高村参考人の見解
- (4) 地球温暖化対策に関する地方自治体による地域経済分析の実施状況及び実施を阻害している要因についての上園参考人の見解
- (5) 脱炭素社会の実現に当たり阻害要因となるインフラとはどのようなものであるかに関する高村参考人の見解

(政府及び修正案提出者に対する質疑)

関健一郎君（立民）

- (1) 本年11月の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)に向け科学的根拠に基づいた2030年度の温室効果ガス削減目標を設定する必要性
- (2) COP26開催前に小泉環境大臣が石炭火力発電全廃の姿勢を国際社会に示す意向の有無
- (3) 修正案関係
 - ア 修正案提出の必要性及び政府原案との相違点
 - イ 国民全体が知識を共有し理解を深める参加型の対策にするための取組
 - ウ 再生可能エネルギーの導入促進に関する規定だけでなく生態系及び生物多様性の保全に関する積極的な保護規定を置く必要性
 - エ 地球温暖化対策計画の策定について国会における議論及び関与の必要性

近藤昭一君（立民）

- (1) 修正案関係
 - ア 修正案提出者の思い並びに修正案の特徴及びポイント
 - イ 修正案において想定する保全区域と改正案における促進区域との関係及び保全区域と国立公園との関係
- (2) 促進区域の指定における国立・国定公園内の第1種から第3種の特別地域及び普通地域の取扱いに関する考え方
- (3) 国立・国定公園内の大規模な再生可能エネルギー施設の設置関係
 - ア 設置の在り方についての小泉環境大臣の見解
 - イ 国立・国定公園内での設置について規制を弱めていく方針であるか否かの確認

田村貴昭君（共産）

- (1) 2030年度の新たな温室効果ガス削減目標関係
 - ア 2013年度比46%削減という数値を掲げた根拠
 - イ 目標値が1.5℃目標の達成に整合的であるか常に検証し必要に応じて目標を引き上げる必要性
- (2) 本改正案関係
 - ア 促進区域に関し環境省令及び都道府県が定める基準をより適切に運用するために策定されるガイドラインに定められる具体的な事項
 - イ 低所得者世帯の省エネ対策促進の必要性及びエネルギー貧困の実態を把握・分析して地方公共団体実行計画策定のために自治体に情報提供し共に取り組んでいく必要性に関する小泉環境大臣の認識
 - ウ 同実行計画の策定に際し住民参加を保障する方法
 - エ トップダウンで再生可能エネルギーの導入が一方的に進むことがないよう住民合意を得るために様々な工夫を凝らす必要性
- (3) 修正案関係
 - ア エネルギー貧困問題に対する修正案提出者の見解及び修正案の省エネルギー施策等におけるエネルギー貧困問題を改善する視点の有無
 - イ 地域脱炭素化推進事業における住民の関与に関する事項の想定内容